

鳥取にある小さな広場のはなし

- 鳥取夏至祭の試みを経て -

木野彩子*

The Story of Narrow but Special Space in Tottori
After the Tottori Midsummer Improvisation Festival
KINO Saiko*,

キーワード：公共スペース，劇場，鳥取夏至祭，

Key Words: Public space, Theater, Tottori Midsummer Improvisation Festival,

I. はじめに

筆者は2017年より「鳥取夏至祭」（以下、夏至祭と呼ぶ）という名称で即興音楽とダンスを鳥取市中心市街地で展開するフェスティバルを立ち上げてきた。コロナウイルスによる影響で、2020年から2022年の3年間はオンラインとオフラインの併用ではあったが、7年間に鳥取市内の公園、空きビル、公共文化施設等でパフォーマンスを開催し、県内外のアーティストと鳥取大学学生、一般市民の「音、踊り、まちとの出会い」を作ることができた。これまでの開催場所は図1の通りである。2024年度はこれまでの成果をまとめるべく、ドキュメントとアーカイブを制作中である。アンケートによれば県外からくるアーティストは「まちなかでこんなに自由に表現ができるなんて！」と驚き、巻き込まれる観客の温かい声に励まされ、それぞれの地元で夏至祭的なイベントを少しずつ始めるようになっている。一方で都市部では年々パフォーマンスができる場所は制限されるようになってきていた。いつから、屋外でのパフォーマンスが難しくなってきたのだろうか。そんなところから、鳥取人のいう“なにもない”¹が持つ可能性を考えてみたい。

なお、広場とは、一般的には歩行者等の休息、鑑賞、交流等の用に供することを目的とする公共空地のことを指す。



図1：2017年から2023年までの鳥取夏至祭開催場所一覧
青丸の番号は開催年を示す。

*鳥取大学地域学部国際地域文化コース、地域学部附属芸術文化センター

II パフォーマンスが行われる場所

II-1 劇場

平田オリザ(2013)によれば2012年制定の「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(以下、「劇場法」と呼ぶ)までは劇場が表現の場としての権利と能力を守り促進する法律がなかったという。消防署と保健所の管理下で2000以上ある公共ホールにはほとんどに専門家がなかった。創造拠点劇場を定め、そこで作った作品を他の地域へ運べるようなシステムの構築をアーツカウンシルが中心になって行っていくとし、専門的知識を持つ人材を育成していくことがうたわれている。

劇場法は「創造的な劇場」に予算を集める一方、各地方の劇場はそれぞれの努力に任せざるを得ない現状があり、博物館でいう学芸員、図書館でいう司書のような資格と存在を未だ作れておらず、今後の課題となっている。それでも劇場が博物館・美術館、あるいは図書館と等しく人間の活動に必要な不可欠なものであると明文化された意義は大きいとされている。(ドイツでいうドラマトゥルク、ドラマトゥルギーに相当する存在と考えられる。)

平田は同書の中で劇場を新しい広場としてタイトルにも使用しているが、真に広場である劇場であれば創作活動は公益的な活動とみなして、図書館と等しく無料にすべきところだが、現在のシステムでは当分実現は難しいだろう。劇場を維持するための人件費、光熱費、機材費用は全ての人が使用するものではないと認識されており、使用する人が「勝手に行うこと」だから受益者負担が必要だと考えられている。公共劇場の多くが指定管理制度で運営されていることもあり、貸し館事業で収益を上げなければならない。そして地方の「創造的な劇場」ではない劇場は貸し館事業でえた収益で運営コストを確保し、「創造的な劇場」の作った作品を受け入れる受け皿になっていく。

平田はタイトルにオマージュとして宮沢賢治(1926)の『農民芸術概論綱要』を用いている。その中には「職業芸術家は一度亡びねばならぬ/誰人もみな芸術家たる感受をなせ/個性の優れる方面に於て各々止むなき表現をなせ/然もめいめいそのときどきの芸術家である」という一節がある。ただ、現在の公共ホールの形はいつでも誰もが何かを作り出せる場所とは言い難いのではないだろうか。² 「誰人も皆」は支援されるような有能なアーティストに限定されるのだろうか。

竹内(2020)はホールづくりを通じたまちづくりの新たな人材育成のあり方を提示した茨城県小美玉市みの〜れを紹介している。2009年地域創造大賞を受賞した同館は約200名の市民実行委員会が各種事業計画に携わり、市民劇団・楽団を含むボランティア組織「みの〜れ支援隊」160人が支えている。「スター☆なりきり歌謡ショー」など住民発案の企画が大人気となり、その後「ヨーグルトサミット」を開催するような人材育成にも繋がった。その当時中心を担っていた中本正樹は2018年鳥取大学「地域で実践するアートマネジメント講座」において、住民役、行政支援の施設運営により、改革前大ホール稼働率が14.7%だったものを70%台に改善し、人々が集う場所としていった過程を話している。

大きな予算をつけることではなく、市民が自らの手で、面白いと思うことを行えるようにすること、まさしく、街の広場としていくことの成功事例ではないだろうか。

プロの劇団による「創造性あふれる作品」も必要かもしれないが、誰もが、自由に表現活動を行えるような場所こそが必要なのではないだろうか。

また、コロナ以降、民間小劇場の閉館³が増えている。コロナ下においては「Arts for the future1,2」

(通称: AFF1、AFF2)などの支援を受けることができていたものの、それらがなくなり、しかし客足や利用率は回復しきらなかったともいえよう。配信などの映像文化の普及、若者の興味関心の変化により、舞台離れが進んでいる。観客がお金を払ってみに行く生活の余裕がないとも言えるが、作る側もお金を払って作る余裕がない現状が感じられる。観客がたくさん入るとは限らない、学生劇団や一人芝居といった小さな発表活動を行う場だからこそ、支援をする必要があるのではないだろうか。

それらをカバーするためのアーツカウンシル制度が各地で広がっているが、一部地域にとどまり(実際に鳥取県にはまだない)、またその制度が一般に浸透しているかとはいえない。つまり、有益な情報を得られる人、書類を書けるような組織を作ることができる人に限定されてしまうともいえる。⁴

II-2 劇場外

劇場法によりこれまで閉ざされていた公共劇場が活かされるための仕組みが作られた一方、予算がもらえる選ばれる劇団とそうではない劇団の差は激しくなっていく。若手劇団の切磋琢磨によりレベル

がアップするともいえるが、芸術とは競い合うものではなかったはずだ。筆者自身も経済的な事情もあり、教会、神社仏閣、廃校になった学校、ギャラリーなどで作品制作を行なってきた。それぞれの場所で人に出会い、リサーチにより学んでいく過程を楽しんできたところも大きく、鳥取夏至祭はパフォーマンスができそうな場所を開拓することでできることを学生たちに伝えたいと考えて始めたところがある。元々河原乞食であった芸能者として、助成に頼らず、空いている場所を活用しながら、転々と公演活動を続けてきた先達から学ぶことは大きい。特に 70 年代にかけてテント芝居や野外劇、野外パフォーマンスが多数行われた。

① 劇場外でのテント公演

唐組（1967～）、維新派（1970～、代表松本雄吉の死を受け 2017 年解散）黒テント（1970～現在は劇場での公演を行うように変化している）、新宿梁山泊（1987～）、どくんご（1983～演出どいの死を受け 2024 年現在、最終公演をツアー中）。2024 年 5 月テント芝居文化を作ってきた唐十郎の死去もあり、時代の変わり目を感じる。サーカスや大道芸⁵にも言えることだが、会場になる場所の問題は常にあるという。

また寺山修司の市街劇⁶のように街中を活用した演劇公演は 60 年代から 70 年代にかけて数多く存在していた。

現在でも野外劇は無くなったわけではない。野外劇場を使用したものには秀作も多くある。富山県利賀芸術公園の野外劇場や岩舞台、静岡舞台芸術公園の有度⁷など建築の美しさを活かしてできる舞台公演もある。背景の山や岩など借景として生かすのみならず、鈴木忠志『世界の果てからこんにちには』の花火のように野外でなければできない演出も多い。しかし野外でありながら「劇場」であり、「舞台」として設定されているところが当時とは異なっている。

② 公園

公園は明治期まではなかった概念である。明治 6 年（1873）公園開設に関する太政官第 16 号が出され、名所・名跡と呼ばれていた土地を中心に全国 82 の公園がこれに基づいて設定されたが、鳥取県にはなかったという。その後都市計画に合わせ、公園が作られるようになり、明治 36 年日比谷公園が開設、

日本初の欧風公園を整備される。

大正 12 年（1922）関東大震災の際に避難場所や防火のための公園の役割が重要視されるようになり、昭和 31 年（1956）の都市公園法制定で都市公園の設置管理の基本が確立された。

路地裏で遊ぶ子供がいなくなったのはいつからだろう。鳥取市の童謡・唱歌とおもちゃのミュージアムわらべ館 3 階にはその頃の道路で遊ぶ情景を表しているコーナーがあるが、昭和 30-40 年代を想起させる展示になっている（図 2）。走行車両の増加により道路で遊ぶと危険だから、公園で遊ぶように変わっていったと考えられる。



図 2：わらべ館 3 階。鳥取夏至祭（2021）でパフォーマンスを行う様子（写真：田中良子、アーティスト：信清栄月、浦林真大、岸本みゆう）

現在は公園であっても、自由に遊ぶことはできず、ボール遊びは禁止など条件がついている地域も多い。また、子供たちの遊ぶ声が騒音として扱われ、2023 年には長野市青木島遊園地で近隣住民との折り合いが合わず、公園が閉鎖されてもいる。前出のテント芝居の多くも公園ではない神社・仏閣や河川敷などを使用しており、騒音や占有、収入を得ることが公園にそぐわないことを示している。

また、夏の風物詩である盆踊りは、郡上踊りや白鳥踊り（いずれも岐阜県）のように民俗芸能として古くから知られ多くの観光客を呼び寄せるものや、池袋にゆ〜盆踊り（東京）のように新しい曲や振り付けられたものなど形は様々だが根強い人気があり、その勢いは海外にまで及ぶ。ここ数年で初心者向け盆踊りガイドブックも多く出されており、ある種のブームだが、各地の公園で櫓を組んで行われていた盆踊りは町内会の人不足、子供会の活動停止に伴い減りつつある。騒音による苦情を受けてのものも多く、愛知県東海市では無音盆踊りが 2009 年より始まっている。

オリンピックや万博など大きなイベントがある度に、都市は再開発されていく。街は浄化され、野宿者（ホームレス）は排除される。近年話題になる排

除ベンチ（座面に手すりなどがついていたたり、座面が小さく設計されていて、寝転がることができないように設定されているもの）が生まれたのは20年以上も前のことだと建築家の五十嵐太郎は指摘している。

東京渋谷の宮下公園⁸はオリンピックに合わせ、収益を上げるファッションビルと、スケートボードなどのアーバンスポーツを組み合わせ、人気となる一方、野宿者や低所得者層の溜まり場がなくなっていた。ジェントリフィケーションによる社会的排除ともいえるべき問題だといえよう。同様に2014年消滅可能性自治体として注目された豊島区は文化芸術の振興を目指し、池袋西口に野外劇場が整備された。ホームレスたちの炊き出しの場は東池袋へと変わっていく。芸能者は河原乞食と呼ばれた時代もあるだけに、考えさせられる。

公園は誰もがいられる場所であり、皆で共有するべく税金を用いているものであったが、都市部における公園の棲み分けは確実に起きている。

③ 路上におけるパフォーマンス

黒ダイヤ児（2010）は1960年代の前衛芸術集団の路上パフォーマンスの試みを「反芸術パフォーマンス」と名付け紹介している。舞踏の大野一雄等も東京新橋の町中でゲリラ的にパフォーマンスを行っており、当時の写真も残されている。①で取り上げられた演劇作品、公演とは異なり、「政治的・芸術的必然もなさそうな」（黒ダの言葉）パフォーマンスが同時代に断片的、突発的に多数発生しているところに着目したい。2017年川口隆夫らが東京銀座で再現パフォーマンスを行ったが、運営元と揉めたという話を聞いており、おそらく現代ではできないだろう。「通行人の妨げになってしまう」ため道路交通法（1960年制定。第77条1の4）違法になる恐れと、「騒音」による苦情の対象になりやすく、駅や路上のパフォーマンスは難しい。しかし60年代においても既に法で定められていたところを注視する必要がある。当時は現在よりもさらに過激なパフォーマンスが行われてきたが、見逃されてきた。新宿西口のフォークゲリラ⁹（1969年7月29日が最後と言われている）同様に、学生運動などの勢いもあり、むしろ変わった面白い行為として受け入れられ、記録写真や映像が多数残されたともいえよう。ある種の寛容さがあったとも言えるのではないか。それが前衛芸術、舞踏といった世界に誇る日本独自のアー

トシーンを作っていた。

現在、都市部では道路の使用許可を取ることができなかつたり¹⁰、広場と言いつつもイベント会場として有料貸し会場（劇場以上に高額な場所も多い）で、これもまた公共事業のイベントあるいは商業ベースのスポンサーがついてなければ開催できない現状がある。

2002年より東京都ではヘブンアーティスト制度を設定している。「文化創造活動の公共空間への開放」という文化政策の一部として、都民が気軽に芸術活動に親しむことができることを目指しており、当初は13施設20ヶ所であったが、現在は55施設74ヶ所が指定され、年々広がりを見せている。

たとえ登録アーティストになっても一般の路上や駅前の敷地は活動場所として認められておらず、登録したのち、会場割り当ての事前予約をする必要がある。また、CD、DVDなどの販売も認められていない。厳しい条件ではあるものの非常に人気があり、2023年は173組の応募があり、動画による1次審査、公開で行う2次審査を経て26組が登録を認められるという狭き門である。

審査会は審査員がおり、「アーティストの方たちが公開審査という同じ舞台に立ち、切磋琢磨する機会になることを願い」講評を公開している。

逆に言えばこのライセンス審査会を通らなければパフォーマンスはできず、審査会を通っても、認められた場所以外でのパフォーマンスは認められないということを示している。良いパフォーマンスとは何を指すのだろうか。気軽に楽しむ娯楽を提供できるかどうかなのだろうか。これは若い世代が新しい試みを行える余地をも失ってしまうことにならないだろうか。

千葉県柏市柏駅東口はストリートミュージシャンの登録制度を独自に作り、アンプやドラムを使用しないで生音でのパフォーマンスに限定する、道路を占有しないなど「柏ルール」と呼ばれる取り決めを市民団体（ストリートブレイカーズ）と市中心市街地整備課で作成している。一見似たような制度に見えるが、アーティストの技術レベルについては問わない形をとっている。市役所と市民団体がアイデアを出し合い作っているという点で前出のみの〜れに似ている例といえよう。

近年、Tokyo Tokyo Festival¹¹（2019-2021）で行われた『DANCE TRUCK TOKYO』¹²（企画・制作：全日本ダンストラック協会）『Tokyo Real Underground』

¹³(企画・制作：ダンスアーカイヴ構想)や山崎広太の主宰する『When Where Festival』、アオキ裕キの率いる路上生活者のダンサー集団「新人Hソケリッサ」の活動など、ダンスの路上、野外パフォーマンスも多く企画されている。これらはかつてのようにゲリラで行うものではない。許可を申請するだけでなく、会場費を支払うことで(文化財団等からの助成を受けて)可能になっている事業、もしくは東京都、区が主催に立っている形で実施することができる事業へと変容しつつある。

Ⅱ-3 パフォーマンスが行われる場所のまとめ

これらの事例を見てみると、道路交通法は制定されていたとはいえ行われていた1960年代から70年にかけて盛り上がった前衛芸術や舞踏、フォークゲリラなどのパフォーマンスが徐々に収まっていったこと、その後もテント芝居や野外劇など作品を上演する試みは続くが、世代交代に合わせて下火になっていくが見えてくる。また2000年代に入り、首都圏の広場は商業資本が入るようになり、イベント空間と化していく中、場所の制限がより厳しくなってきた、ライセンス制度が生まれたこともわかる。ダンスの野外公演も会場使用料を支払う形が主催が都、区などが入る形だからこそ可能となっている。いつからかの厳密な線引きは今後も調査が必要なのだが、概ね2010年ごろからではないだろうか。筆者が横浜赤レンガ倉庫前広場で開催していたダンコレおそとダンス¹⁴のような企画が難しくなったのも2012年のことであった。

一般にダンス公演を見に来たことがある人は少ない。演劇はテレビドラマや映画などの形で日々触れないことはないのに対し、コンテンポラリーダンスの上演者、観客数は多くなく、まず目に触れることを増やすべく積極的に野外公演を行ってきたように思われる。空きスペースが多いとされる地方都市の方が野外公演は設定しやすいのかもしれない。

Ⅲ 終わりに 再び鳥取のもつ広場の可能性について

筆者は首都圏で暮らしていた時代の自身の創作活動を継続させていく困難さを踏まえて、2017年鳥取に来た翌年に鳥取夏至祭を開始した。フランス滞在時に「Fête de la musique (音楽の祭典)」¹⁵と呼ばれる夏至の音楽祭を見たことが念頭にあった。道端や公園などあらゆるところで音楽の演奏や合唱、ダ

ンスがあふれる日。劇場公演を作ることができなくとも、外で踊る、まちなかで踊れる場所を探していろいろ考えたのが始まりだった。実際に面白い空間は街の中に溢れている、この7年間は鳥取市中心市街地を開拓していくような時間であった。

管理団体も協力的で、心強かった。もちろん会場となる場所の許可申請や事前に周囲にお知らせを出すなどの準備は必要ではあったものの、この寛かさやゆとりがあるのは鳥取県の良さであり、もしかしたら可能性の一つと言えるのではないだろうか。

例えば2017年、2018年に会場として使用した鳥取駅前前の風紋広場(図3)は1平方メートル当たり50円で使用可能である。(鳥取夏至祭は学生も関わるイベントということで使用料減免を受けていた。当時の指定管理は鳥取市公園・スポーツ施設協会で、2023年より民間のイベント運営会社株式会社 m & m. co に変わっている)。



図3：鳥取夏至祭2018においてインクルーシヴダンスグループ星のいり口が風紋広場で踊る様子(上はAtiena Vahlaによるサイトスペシフィック作品)

「せかいのまんなか」の名称でカレー販売を営む浦林真大¹⁶は2018年よりキッチンカーを営む仲間たちとハレハレケケケ市を営み、人々が気軽に立ち寄り、語る場を作り出してきた。現在も月に1度メンバーで集まって運営方針などを相談する会を設けており、出店者同士の絆は強い。音楽や美術といった芸術活動ではないが、時に皆で演奏なども行なっ

ており、自然発生的に生まれたパフォーマンスであると言えるだろう。

風紋広場によくきていたあきちゃんが亡くなった際には、小谷治郎平に声をかけられ、浦林と筆者が「あきちゃんを語る会」を企画した(図4)。そこにはハレハレケケケ市の出店者だけではなく、思い出を語る人、歌を歌う人、たまたま通りすがりの観光客、学生様々な人がつどい、故人を偲んだ。



図4：あきちゃんを語る会(2022)のチラシ

街の賑わいとしてイベントをたくさん実施することも大事かもしれないが、いつでも誰もが自発的に何かを作り出す広場があるということが素敵なまちだと言えるのではないだろうか。

法律は適合するものとしめないものを分断せざるを得ない。表現の自由、作品創作や発表の自由ができる場所を持ち続けることができることは貴重であり、守ろうと努めていく必要がある。

芸術文化に限らず、この世の中では経済効果があるかどうかの評価の基準になりつつある。多くの人が来るかどうか、売り上げにつながるかどうか、教育、観光、医療、福祉など目に見える形で直接的に「役に立つ」ことが芸術文化にも求められるようになってきた。デザイン性など付加価値の高い商品を開発するための産業振興や、あるいは社会包摂の道具として役に立つから公的資金を導入するというロジック¹⁷が用いられるが、経済活動にならないような、社会問題の解決に役立たないような芸術は社会と人間にとって不要なのだろうか。

本来芸術には勝敗はなく、教師であろうと権威のある評論家であろうと芸術の判断に対して客観的な尺度を押し付けることはできないし、正解はない。これよかったね、面白いねという話あっていく中で

人々の合意が生まれ、感性の共同体が生まれていくからこそ、発信源は選ばれた人だけのものではない。あらゆる人、特に社会的弱者の視点を持つものこそが自分の表現を行う場所があるべきで、それが本来の公共文化施設や劇場の役割だったのでないだろうか。

藤野(2022)はユネスコの「文化多様性に関する世界宣言」に対し、日本の文化政策は狭義の文化にとどまっていると指摘する(13講義)。狭義の文化とはこれまで文化庁が支援してきた①文化遺産、②オペラ、オーケストラその他の舞台芸術、③メディア芸術といった文化芸術ジャンルから抜け出せていないところを意味する。マイノリティの人権、文化権の保証、中でも自己を表現し、自己の作品を創造し、普及させることができることは保証されねばならない。2500年も昔からギリシャでは悲劇を見て、ああでもないこうでもないで政治や倫理について話す場が設けられてきた歴史がある。劇場が無料化できないのであれば、せめて広場を残したい。そしてそれは鳥取にはまだ残されている。2018年の地域調査プロジェクト担当学生たちの言葉を借りるならば、「なにもない」ではなく、可能性の宝庫であろう。

2024年現在、風紋広場を含めた鳥取駅前の再開発が予定されている。本来の広場が鳥取にまだあるということは誇るべきことであり、またその価値を十分に理解する必要があるだろう。これからも寛容さを持った街であってほしいと心から願っている。

最後に鳥取県内、日本国内、世界にある劇場にこんな詩を紹介したい。(世田谷パブリックシアターの入口に掲げてあったもの。1997年にオープンして以来コンテンポラリーダンスを数多く扱ってきたこの劇場には筆者も何度もきていながら、この原稿の締め切り前日(2024年6月)に初めて気がついた。)

劇場は広場/いつもここでであう/見知らぬ誰かと/
もうひとりのわたしと/ひかりの原で/笑え 歌え
踊れ/劇場は広場/いつもここから始まる/物語の旅
と/明日への夢と

劇場は広場たり得ているのだろうか？

注

1. 2018年度国際地域文化コース地域調査プロジェクトで、筆者の担当グループが最終発表で挙げたキーワード。学

生たちは鳥取の人々にとって当たり前で日常となっている“なにもない”は比較的マイナスに思われがちであるが、移住者など外から見た際に魅力であり、可能性となっていることをインタビューや鼎談を企画し、明らかにした。

2. 施設使用料、付帯設備使用料の負担は大きく、チケット収入では賄いきれず、多くの劇団、舞踊団は助成金を申請して作品を制作している現状がある。習い事の発表会など指導により収益を得ていることを見越して設定しているのではないかと感じている。筆者が2024年1月に行った公演『静』（とりぎん文化会館小ホール）においても、チケット収入は施設使用料、付帯設備使用料分に過ぎず、広報費用、スタッフの人件費などを負担する形で開催した。
3. 全国小劇場ネットワークに登録されている47劇場のうち、日暮里d-倉庫（東京）、こまばアゴラ劇場（東京）、白子ノ劇場（静岡）、ナビロフト（愛知）、シアターねこ（愛媛）、わが町の小劇場（沖縄）が、すでに閉館もしくは2024年中に閉館することを発表している。また、人宿町やどりぎ座（静岡）も閉館を決定している。
4. 今後これらの情報を広げ、支援する中間支援団体が必要不可欠となるだろう。筆者はイギリス滞在中にThe Placeに所在するArtist developmentとgDA（Greenwich Dance Agency）に助けられた。日本にはダンスセンターがないものの、アーカイブを含め情報を集約し、若手アーティストを支援するようなセンター（フランスでいう国立振付センターに相当する）は必要不可欠であろうと考える。早稲田大学演劇博物館が舞踊についても研究を行っているが、舞踊の専門機関については今後考えていく必要あるだろう。
5. 『大系日本歴史と芸能第6巻大道芸と見世物』（1991）、映画『日本のみせものやさん』（2012 奥谷洋一郎監督）によれば縁日に並ぶ見世物小屋も存続の危機に瀕しているという。1990年代で4軒、現在は大寅興行の1軒のみで、文春オンライン（<https://bunshun.jp/articles/-/56762>）によれば現在は劇団（ゴキブリコンビナート）に内容は委託しているようだが詳細の確認はできてない。
6. 『人力飛行機ソロモン』（1970）、『走れメロス』（1972）など。しかし阿佐ヶ谷駅周辺で行った『ノック』（1975）は一般市民の住宅に入り込み、警察の介入を受けている。
7. 2024年ふじのくに2せかい演劇祭では鳥取の鳥の劇場と静岡県舞台芸術センターの共同制作作品『友達』

（作：安部公房）が上演された。

8. 筆者は小学校時代に近隣に居住しており、『ダンスハ 體育ナリ？其ノ三 2021 踊ル？宇宙ノ旅』（2021、東京みなと科学館）で港区及び渋谷区の町の変容について扱った。（ただし、米子、高知、長野で行っている再演版では扱っていない）
9. 片桐ユズルは「おいでみなさんきいとくれ／ときいてもらう権利がわれわれにはないのか／おいでみなさんきいとくれ／とききにいく権利がわれわれにはないのか／街頭でうたう権利もないのか／立ちどまる権利もないのか／（中略）／青空をもつ権利がないのか／広場をもつ権利がないのか」（『広場がないことはベルトコンベヤーだ』片桐ユズル詩集（1970）、現代詩文庫）という歌を残している。当時のフォークソングには権力や暴力に対する揶揄とユーモアに満ちていて、遊びの要素があり、鶴見俊輔のいう「限界芸術」の特徴がある。学生運動の収束とともに急速にみられなくなっていった。
10. それでもSNSによる拡散で生まれた路上ライブ出身アーティストは多数存在するため、新宿駅南口など路上ライブを行う若手はたえない。
11. オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向けて東京を文化の面から盛り上げるため、多彩な文化プログラムを展開し、芸術文化都市東京の魅力伝える取組として、東京都及び公益財団法人東京都歴史文化財団アーツカウンシルが主催。国内外から応募のあった2,436件から選定した13の企画『Tokyo Tokyo FESTIVAL スペシャル13』と呼んで目玉企画として行った。
- 12.トラックに照明機材を積んで様々な場所で公演を行う事業。入場無料で開催してきた。
13. 東京上野の旧博物館動物園駅（現在は使用されていない）などを中心に舞踏公演が展開された。コロナによる影響を受け、プログラムの多くがオンライン配信の形となった。
14. 横浜ダンスコレクションはコンペティションがメインプログラムとなっているが、ダンサー同士の交流を図り、フェスティバルとして広げることができたらと筆者が企画し、2007年より即興音楽家やダンサー、舞踏家を招いて、即興セッションを開催していた。（倉庫前の広場及びギャラリースペース）鳥取夏至祭の前段階とも言える試みである。
15. 風紋 vol. 62 (2019 夏号) に記事 (p7-9) として掲載されている。他にも欧米における演劇祭ではプリンジと

呼ばれる若手アーティストによる自主的な上演活動が行われている。豊岡演劇祭でも同様にあるものの、経済的なサポートがある代わりに選考があり、地元の人々がふと思いついたからとってパフォーマンスができるわけではない。

16. 地域学部がコンテンツの提供、編集に関わっているウェブサイト「わたし | ワンダー WONDER」内のインタビュー（インタビュアー：塚本莉奈）でハレハレケケケ市についても語っている。

<https://watashi-wonder.com/local/urabayashil/>

17. 筆者が居住していたイギリスにおいて、コミュニティダンスが広まったのもこのロジックによる。ロンドンオリンピックが契機となっており、それを手本として現在も Japan Contemporary Dance Network が中心となって日本各地でコミュニティダンスを広げる動きは続いている。

引用・参考文献

- 黒ダライ児 (2010) 肉体のアナーキズム、grambooks
 瀬崎圭二 (2021) 片桐ユズルと若者たちの〈うた〉：フォーク・ゲリラの登場、人文學、同志社大学人文学会
 竹内潔 (2020) 公立文化会館で育まれる創造性——茨城県小美玉市四季文化館に見る「学び」の姿、アートが開く地域のこれから、ミネルヴァ書房、p94-112
 平田オリザ (2013) 新しい広場をつくる 市民芸術概論綱要、岩波書店
 藤野一夫 (2022) みんなの文化政策講義 文化的コモンズを作るために、水曜社
 宮澤賢治 (1926) 農民芸術概論綱要、青空文庫

参考 URL

- 柏市役所中心市街地整備課柏ストリートミュージシャン
<http://www.kashiwa-rule.com>
 株式会社 m & m. co
<https://mmtv.jp>
 東京都生活文化スポーツ局ヘブンアーティスト HP
<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/bunka/heavenartist/>
 同第 23 回公開審査講評 (2023 年)
https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/bunka/bunka_jigyo/heavenartist/files/0000000811/23shinsakai_kohyo.pdf
 鳥取市公園・スポーツ協会
<https://tottorishi-kousupo.jimdosite.com>
 鳥取夏至祭 <https://tottori-geshisai.jimdosite.com>

(いずれも 2024. 6. 14 閲覧)

なお、朝日新聞クロスサーチにより以下の新聞記事を参照している。

朝日新聞 2024 年 05 月 25 日 耕論「排除ベンチ」

朝日新聞 2013 年 08 月 28 日 (名古屋版) 東海市大田町の無音盆踊り